

報告 1 指定居宅介護支援事業所において介護予防支援を実施する場合の 地域包括支援センターにおける対応等について

1. 介護保険法改正による制度改定（概要）

- 介護予防支援については、市の指定を受けた地域包括支援センターの設置者において実施している。地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託して実施することも可能。
- 令和5年度の介護保険法改正により、令和6年4月から、介護予防支援事業者の指定対象が拡大され、上記に加え、市から指定を受けた指定居宅介護支援事業所が、直接、介護予防支援を実施できることとされた。

2. 本市における対応

- 本市においては、介護予防支援に係る地域包括支援センターの業務負担軽減や、居宅介護支援事業所における業務効率化、利用者の利便性等の向上を図るため、市から介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業所においても、介護予防支援を実施できることとした。
- 指定居宅介護支援事業所における介護予防支援の実施に当たっては、介護予防支援の実施状況の把握など、地域包括支援センターにおける一定の関与が求められていることから、居宅介護支援事業所における介護予防支援の実施に関する地域包括支援センターにおける対応等を併せて整理し、居宅介護支援事業所を対象に、下記のとおり説明会を開催した。

【説明会概要】

○日時：令和6年5月22日（水）①14時00分～、②18時30分～

○内容：（1）居宅介護支援事業所が大牟田市から指定を受けて実施する介護予防支援の取扱いについて

（2）居宅介護支援事業所による介護予防支援の指定申請について

○方法：オンライン

○対象：居宅介護支援事業所（市内） 43事業所（内 参加36事業所）
地域包括支援センター 6事業所

3. 今後の予定

- 居宅介護支援事業所による介護予防支援の指定申請の受付
- 居宅介護支援事業所等における実務上必要となる問い合わせ等への対応
- 国等の動向確認、その他上記取扱いの円滑な実施に関すること